

(務) 第29号
(教合同)
平成11年11月12日

本部各部課長 殿
各警察署長

項目コード	C 0 2 0 2
保存期間	永 久
廃棄年月日	
担当係	給 与 係

三重県警察本部長

部外競技会の公務参加取扱基準の制定について（例規通達）

改正 令3総発第55号

警察職員が警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会（以下「部外競技会」という。）において災害を受けた場合の適正な公務災害認定請求に資するため、このたび、別添のとおり「部外競技会の公務参加取扱基準」を定め、平成11年12月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

部外競技会の公務参加取扱基準

第1 趣旨

この基準は、警察における術科の重要性にかんがみ、警察官全体の術科技術を向上させるためには、高度な技術を有する職員を警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会（以下「部外競技会」という。）に参加させ、より高度な技術を修得させることが極めて重要であることから、公務として参加するにあたっての必要な事項を定め、被災した場合の公務災害認定請求の適正を期すものである。

第2 公務の一環として参加が認められる部外競技会

1 競技種目

次の種目に限る。

- (1) 柔道
- (2) 剣道
- (3) 射撃
- (4) ロードレース
- (5) 山岳競技
- (6) 二輪のトライアル競技
- (7) その他本部長が承認した競技種目

2 競技会の種類

公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベル以上の国内で行われる競技会（これらの競技会の一環として実施される地区レベルの予選競技会を含む。）

3 参加者の資格

術科指導員・特別訓練員及び白バイ特別訓練員並びに山岳捜索救助隊員として指名を受けている者が、選手又は監督として参加する場合とする。ただし、前記1の(7)については、本部長が参加することを承認した者とする。

第3 参加に当たっての手續等

参加は、所属長の職務命令によるものとし、旅行が必要な場合には、所属において旅行命令等必要な手続きを行うこと。ただし旅費については、公的団体又は全国規模の競技団体が負担する場合はこの限りでない。

第4 報告等

- 1 所属長は、職員を前記第2の1の(1)～(6)の部外競技会に参加させようとする場合には、別記様式により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して事前報告すること。
- 2 前記第2の1の(7)の部外競技会に職員を参加させようとする所属長は、別記様式に参加の必要性、訓練状況等を明らかにした資料を添付して、参加2か月前までに警務課長を經由

して申請し、承認を得ること。

部外競技会参加計画

所属 _____

大会名 及び 主催者	
大会日時・場所	
参加種目	
参加者	
参加目的	
傷害保険加入 の有無	
参加期間	
備考	

※ 備考欄には、主催者団体等からの出場依頼通知、旅費等負担の有無等を記載すること。